

令和 6 年 4 月 30 日

資 産 等 報 告 書

熊取町長 藤 原 敏 司

1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
熊取町野田二丁目2318-2	482.00 m ²	3, 406, 238 円	
熊取町野田二丁目2320-2	116.00 m ²	819, 790 円	
熊取町野田二丁目2323-3	58.77 m ²	1, 880, 011 円	
熊取町野田二丁目2336-1	121.75 m ²	584, 955 円	
熊取町野田二丁目2336-2	99.53 m ²	478, 184 円	
熊取町野田二丁目2336-4	190.72 m ²	2, 782, 490 円	
熊取町野田二丁目2336-5	234.17 m ²	3, 416, 399 円	
熊取町小谷南三丁目265-4	372.20 m ²	2, 308, 495 円	

- (注) 1. 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
2. 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
3. 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

[illegible]

(注) 1. 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
2. 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 建物

[illegible]

(注) 1. 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
2. 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 預金・貯金

- ・ 預金

預金の総額	0 円
-------	-----

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

- ・ 貯金

貯金の総額	0 円
-------	-----

(注) 普通預金を除く。

5 有価証券

[illegible]

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入する。

[illegible]

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価格が100万円を超えるものに限る。）

・ 自動車

種 類	数 量
該当なし	

（注）種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

・ 船舶

種 類	数 量
該当なし	

（注）種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

・ 航空機

種 類	数 量
該当なし	

（注）種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

•美術工芸品

[illegible]

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

該当なし	

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	5, 864, 339	円
--------	-------------	---

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	0	円
--------	---	---

令和 6 年 4 月 30 日

所得等報告書

熊取町長 藤原 敏 司

	所得内容	所得金額	基因となった事実
総合課税	事業所得		
	不動産所得	1, 046, 300 円	家賃収入
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得	9, 125, 956 円	熊取町役場他
	雑所得	201, 542 円	
	譲渡所得		
	一時所得		
分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		
山林所得（立木に係るもの）			

受贈財産の課税価格	円
-----------	---

（注） 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。

令和 6 年 4 月 30 日

関 連 会 社 等 報 告 書

熊取町長 藤 原 敏 司

会 社 そ の 他 の 法 人 の 名 称	住 所	役 員 、 顧 問 そ の 他 の 職 名
大阪府	大阪府中央区大手前二丁目	大阪府まち・ひと・しごと創生推進審議会委員
大阪府	大阪府中央区大手前二丁目	大阪府原子炉問題審議会委員
大阪府	大阪府住之江区南港北一丁目14-16	大阪府同和問題解決推進審議会委員
大阪府泉佐野保健所	泉佐野市上瓦屋583-1	大阪府泉佐野保健所運営協議会委員
泉州南消防組合	泉佐野市りんくう往来北1番地の20	泉州南消防組合副管理者

(注) 1. 4月1日現在の名称を記入する。
2. 会社その他の法人には、法人ではない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。